

発議第1号

嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和3年3月19日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会議会運営委員会
委員長 辻 浩一

理由 議会の本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産についての産前・産後期間にも配慮した規定とするため、また、請願に係る署名押印について見直した規定とするため、一部を改正する必要がある。

嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則

嬉野市議会会議規則（平成18年嬉野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第88条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第134条第1項中「並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、請願者が法人の場合には、請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第162条第1項中「第4条第4項ただし書」を「第5条第5項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則

改正案	現 行
(欠席、遅刻又は早退の届出)	(欠席、遅刻又は早退の届出)
<p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>第2条 議員は、<u>事故</u>_____のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）</u>前の日から当該出産の日後<u>8週間</u>を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>_____、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
(欠席、遅刻又は早退の届出)	(欠席、遅刻又は早退の届出)
<p>第88条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<p>第88条 委員は、<u>事故</u>_____のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>
<p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）</u>前の日から当該出産の日後<u>8週間</u>を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>_____、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>
(請願書の記載事項等)	(請願書の記載事項等)
<p>第134条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>及び</u>請願者の住所を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印</u>_____をしなければならない。</p>	<p>第134条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>並びに</u>請願者の住所<u>及び</u>氏名（法人の場合には、その名称<u>及び</u>代表者の氏名）を記載し、<u>請願者が押印</u>をしなければならない。</p>
2 前項の規定にかかわらず、請願者が法人の場合には、請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日 <u>並びに</u> 法人の名称 <u>及び</u> 所在地を記載し、 <u>代表者が署名又は記名押印</u> を	

<p><u>しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(協議又は調整を行うための場)</p> <p>第162条 嬉野市議会基本条例（平成21年嬉野市条例第16号）第5条第5項ただし書の規定による各常任委員会において設ける意見交換の場及び閉会中の自主的委員会（委員長の招集に基づくものに限るものとし、宿泊を伴う活動を除く。）を法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）とすることとし、その他の協議等の場を別表のとおり設ける。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p><u>2</u> 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(協議又は調整を行うための場)</p> <p>第162条 嬉野市議会基本条例（平成21年嬉野市条例第16号）第4条第4項ただし書の規定による各常任委員会において設ける意見交換の場及び閉会中の自主的委員会（委員長の招集に基づくものに限るものとし、宿泊を伴う活動を除く。）を法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）とすることとし、その他の協議等の場を別表のとおり設ける。</p> <p>2～4 (略)</p>
---	--